

◇「きのくに生活情報誌 くらしのとびら」はインターネットでもご覧いただけます◇
<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031300/bukka/049.html>

多重債務者がふえています！

- ☆ 消費者金融等の利用者は全国で約1,400万人。
5件以上の利用者は約230万人とされています。
- ☆ 返済困難な状態になってしまう人が増えています。
- ☆ 返済のために新たな借金をしてはいけません。
- ☆ 借金の整理を考えましょう。
- ☆ この機会に思い切ってお相談下さい。
- ☆ 秘密は厳守します。

必ず解決
できます！

和歌山弁護士会	073-422-5005
和歌山県県民相談室	073-441-2356
和歌山県消費生活センター	073-433-1551
和歌山県消費生活センター紀南支所	0739-24-0999
司法書士総合相談センター・和歌山	073-422-4272
司法書士総合相談センター・田辺	0739-26-3816
法テラス（日本司法支援センター和歌山地方事務所）	050-3383-5457
ヤマ金融は和歌山県警察本部 警察相談課相談室	073-432-0110

そうしよう。



相談しよう。

全国の都道府県で多重債務者を対象に、専門家による無料相談会を開催。債務整理や生活再建に向けて、まずはこの機会に相談窓口へ。

全国一斉 多重債務者相談ウィーク

07.12/10(日)▶12/16(日)

※「多重債務者対策本部」、日本弁護士連合会、「日本司法書士会連合会」

多重債務者無料相談会のお知らせ

- ☆ 居住地にかかわらず、どの会場でもご相談いただけます。
- ☆ 弁護士・司法書士が、あなたに最も適した解決方法をアドバイスします。

— 県・和歌山弁護士会・和歌山県司法書士共催 —

開催日	開催場所	予約受付先
12月10日(月) 3箇所とも 13:00~16:00	県消費生活センター(和歌山市) 伊都振興局(橋本市) 東牟婁振興局(新宮市)	県庁県民生活課 073-441-2356 伊都振興局総務室 0736-33-4900 東牟婁振興局総務室 0735-21-9607
12月12日(水) 3箇所とも 13:00~16:00	海南市役所(海南市) 有田振興局(湯浅町) 串本町文化センター(串本町)	海草振興局総務室 073-441-3353 有田振興局総務室 0737-64-1255 東牟婁振興局総務室 0735-21-9607
12月13日(木) 3箇所とも 13:00~16:00	那賀振興局(岩出市) 日高振興局(御坊市) 西牟婁振興局(田辺市)	那賀振興局総務室 0736-61-0006 日高振興局総務室 0738-24-2936 西牟婁振興局総務室 0739-26-7909
12月16日(日) 13:00~16:00	県消費生活センター(和歌山市)	県庁県民生活課 073-441-2356

- ☆ 予約受付 11月26日(月) 9:00~ 希望の開催場所の予約受付先へ。
- ☆ 問い合わせ 県庁県民生活課 073-441-2356 (平日9:00~17:45)

2011年までに行われる住宅用火災警報器の設置・地上デジタルテレビ放送に便乗した架空請求や悪質な訪問販売には十分注意しましょう。

2004年の消防法改正により

すべての住宅に火災警報器の設置義務化

新築住宅…2006年(平成18年)6月1日からすでに設置義務が発生しております。
既存住宅…2011年(平成23年)5月31日までに設置しなければなりません。

★住宅用火災警報器とは？

火災による煙や熱を感知して、ブザー音や音声で住宅内にいる人に火災の発生を知らせてくれる器具です。

今回、設置が義務づけられている場所には煙式タイプの住宅用火災警報器を設置しなければなりません。

★どこに取り付けるの？

寝室と、その他条件により階段や廊下に設置が必要です。
(詳しくは、市町村担当課や管轄消防署にご確認ください。)

★どこで買えるの？

消防用整備取扱店・ホームセンター・家電販売店等で購入できます。

★価格は？

機能により価格は様々ですが、1個4,000円から7,000円を中心に売られています。

日本消防検定協会の検査に合格した製品には、「NSマーク」が入っています。購入の目安にしましょう。



悪質な便乗商法に注意

事例・・・消防署や市町村の職員等をかたり、既存の住宅にも今すぐ設置しなければいけないような勧誘をし、火災警報器を市価より高い金額で売りつけたり、強引に家に上がり込み、配線工事等をして高額な費用を請求したりします。

アドバイス

消防署や市役所・町村役場が直接販売や委託販売をすることはありません。

訪問販売で購入した住宅用火災警報器はクーリングオフの対象になりますので、詳しいことは和歌山県消費生活センターにお尋ね下さい。

2001年の電波法の改正により

地上デジタルテレビ放送へ完全移行

今、視聴しているアナログ放送が、2011年7月24日までに終了し、デジタル放送に切り替わります。それ以降、従来のアナログテレビでデジタル放送を見ることはできません。

★ どうしたら、地上デジタル放送が見られるの？

○新しくテレビを購入する（買い換える）場合は、地上デジタル放送対応のテレビを買いましょう。

地上デジタル放送対応のテレビには、青色の機能マークが貼られております。

※現在のアンテナも替えないといけない場合があります。

○引き続き今のテレビを使いたい場合は、今のテレビにデジタルチューナーやデジタルチューナー内臓録画機器を取り付けましょう。

○ケーブルテレビと契約している場合は、まず、契約しているケーブルテレビ会社に問い合わせましょう。



悪質な便乗商法に注意

事例①・・・総務省やテレビ局と称して、「地上デジタル放送切り替え助成金」が支給されるので、手数料を振り込むような案内をする手紙が届いたりします。（架空請求）

事例②・・・「テレビ局職員」「地上デジタルテレビ受信対策員」「電力会社社員」などと名乗る人が訪問し、アンテナ工事やテレビ調整の代金等を請求されます。

アドバイス

助成金は存在せず、地上デジタル放送に関して総務省、テレビ局関係機関がお金を請求することはありません。

アンテナ工事等が必要な場合がありますが、依頼もしていないのに工事代金等を請求されることはありません。

商品の購入や工事契約をするときは、複数の見積をとるなどじっくり考えて購入や契約をしましょう。

★契約トラブル等に関するお問い合わせは

和歌山県消費生活センター

電話 073-433-1551

月曜日から金曜日（祝日を除く）9時から17時、日曜日 10時から16時（電話のみ）

和歌山県消費生活センター 紀南支所 電話 0739-24-0999

月曜日から金曜日 9時から17時（土・日・祝日休み）

★住宅用火災警報器に関するお問い合わせは

住宅用火災警報器相談室

電話 0120-565-911

月曜日から金曜日 9時から17時（12時から13時を除く）（土・日・祝日休み）

★地上デジタル放送全般についてのお問い合わせは

総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター

電話 0570-07-0101 IP電話から03-4334-1111

平日9時から21時、土・日・祝日9時から18時

食育を推進します！

和歌山県では、「食育応援店」登録制度をスタートし、食育を推進しています。

県民の方々が外食や中食を利用するお店において、カロリーや塩分の表示がされていたり、薄味のオーダーに応じてくれたり、お店が禁煙になっているなど、県民の食育・健康づくりを支援するお店や企業を「和歌山食育応援店」として登録する取組みを10月からスタートしました。（※中食：持ち帰り弁当や惣菜などを、家庭に持ち帰って食べること。）



(背景)

和歌山県民の健康状況は・・・

- ・中高年の約3割が肥満
- ・野菜の摂取不足
- ・20歳代の朝食欠食の増加

▼ 取組内容は・・・

- ①食事バランスガイドの活用または栄養成分表示の推進
(メニュー等にエネルギー、脂肪、タンパク質、炭水化物、食塩の含有量を表示されている)
- ②ヘルシーメニューの提供
(▶主食、主菜、副菜が揃っている▶エネルギーが600~800kcal▶塩分3.5g以内▶野菜150g以上)
- ③ヘルシーオーダーの提供
(薄味のオーダーやノンオイルのオーダー等、客の注文に調理法を応えてくれるお店)
- ④食育(地産・地消)応援弁当の推進
(▶主食、主菜、副菜が揃っている▶エネルギーが600~800kcal▶塩分4g以内▶野菜100g以上▶和歌山産の農林水産物が使用されている)
- ⑤食育・健康情報の発信
(県民に対し、食育や健康に関する情報を提供していただく)
- ⑥禁煙・分煙の推進
(お店の中で、禁煙や分煙が実施されている)

※上記6項目のうち、1つ以上の項目について、取り組んでいただきます。

▼ 対象は・・・

- ▶飲食店
- ▶スーパーマーケット
- ▶コンビニエンスストア
- ▶弁当・惣菜販売店 等

▼ 登録されると・・・

- ▶『応援店ステッカー』を配布し、店頭などに掲示いただきます。
- また、登録店は県ホームページに掲載します。



《和歌山食育応援店ステッカー》

お問い合わせは

和歌山県福祉保健部健康局健康づくり推進課
健康づくり支援班 電話 073-441-2656